

(別表 2 - 2 - ①)

農地法の特例措置 (法第 12 条第 1 項関係)

(注) 農地法の特例措置 (農地を農地以外のものにする場合) を必要とする場合に記載すること。

1 農地を転用する者の氏名及び住所	氏 名		住 所		
2 施設の種類の					
3 土地の利用状況等	土地の所在	地番	利用状況	10 a 当たり普通収穫高	耕作者の氏名
	計 筆		m ² (田 m ² 、畑 m ²)		
4 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで			
		施設の種類の	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成			m ²	
	建築物		m ²		
	小 計				
	工作物				
	小 計				
	計				
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要					
6 その他参考となるべき事項					

- (注) 1 農地を転用する者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
 2 記載に当たっては、別表 1 及びその添付書類と整合性を図ること。
 3 農地を転用する者又は耕作者が法人の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。
 4 「利用状況」には、田にあつては二毛作又は一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 農地を転用する者が法人の場合には、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面 (その者が申請者又は促進事業者の場合にあつては、定款又はこれに代わる書面を除く。)
- (2) 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 総合化事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面 (別表 3 と整合性を図ること。)
- (5) 農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があつたことを証する書面
- (6) 農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書 (意見を求めた日から 30 日を経過してもその意見を得られない場合にあつては、その事由を記載した書面)
- (7) その他参考となるべき書類